(9)　認定支援機関は、中小企業者が中小企業承継事業再生計画の申請を希望する場合にあっては、機構に対し、当該計画が法第三十九条の二第四項に規定する認定要件に適合するものであるかについて助言を求めることができる。

(10)　認定支援機関は、中小企業者が中小企業承継事業再生計画の申請を希望する場合にあっては、経済産業局及び沖縄総合事務局（以下「経済産業局等」という。）その他の関係機関と連携を図り、必要書類の作成等その申請のために必要な支援に努める。

第三　中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項

1.　国が整備する支援体制

(1)　国は、各地域において中小企業再生支援協議会の設置その他の適切な支援体制が構築されるよう資金の確保に努めるなどの必要な措置を講じる。

(2)　国は、経済産業局等、財務局等の国の地方支分局、地方公共団体、機構、認定支援機関その他の関係者の連携体制の構築に努める。また、必要に応じて、認定支援機関、株式会社整理回収機構及び株式会社企業再生支援機構との連携を図る。

2.　地方公共団体が整備する支援体制

(1)　地方公共団体は、国、機構及び当該地方公共団体の区域に係る認定支援機関との連携を保ちつつ、都道府県等中小企業支援センター等を活用し、当該区域内の様々な中小企業支援機関の連携を図る。また、必要に応じて、他の地方公共団体又は他の認定支援機関との連携を図るものとする。

(2)　地方公共団体は、認定支援機関の事業の適切な運営に向け、人材の確保に努めるとともに、助言、支援等を行うものとする。

3.　機構が整備する支援体制

(1)　機構は、認定支援機関がより効果的に中小企業再生支援業務を行うことができるよう、次に掲げる支援体制の整備を図るものとする。

①　認定支援機関や専門家等に蓄積されている知識やノウハウ等を収集、分析、体系化し、認定支援機関を支援する体制を整備する。

②　認定支援機関が行う中小企業再生支援業務の運用基準の統一、体系化や評価等に資するため、認定支援機関の行う中小企業再生支援業務の活動状況の収集、分析を行う。

③　認定支援機関の事業の適切な運営を支援するため、認定支援機関と定期的に連絡会議等を開催し、統括責任者、統括責任者補佐等の相互の連携を図る。

④　関係省庁、専門家等の全国組織（日本弁護士連合会、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、社団法人中小企業診断協会等）、金融機関の全国組織、中小企業支援機関の全国組織、その他の関係機関との連携を図る。

(2)　機構は、再生ファンドへの出資業務を行うに当たって、必要に応じて認定支援機関へ委託して同業務の実施に必要な調査を行うとともに、認定支援機関の中小企業再生支援業務のために必要な場合には再生ファンドを紹介するなど、認定支援機関との連携を図るものとする。

(3)　機構は、中小企業再生支援業務に関する情報の取扱いに当たり、秘密の保持を確保できる体制の整備に配慮しなければならない。

(4)　機構は、中小企業者の事業再生及び合併等に関する情報が外部に漏えいした場合、風評被害等により事業再生及び合併等の可能性が低下し、当該中小企業者が多大な損害を被るおそれがあることから、事業再生に係る支援を行う部署、合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に係る支援を行う部署及びそれ以外の支援を行う部署をそれぞれ独立して情報を管理するなど、機構内部において、厳格に秘密の保持を確保できる体制を整備するものとする。

(5)　機構は、都道府県への資金の貸し付け業務等を通じて、自らが事業再生を行う中小企業者の債権者となり得ることにかんがみ、中小企業再生支援業務に関する情報を適切に管理するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

4.　認定支援機関が整備する支援体制

(1)　認定支援機関は、国、地方公共団体及び機構等と相互に連携して、適正かつ確実に中小企業再生支援業務を行うことができる体制を構築する。また、対象地域の中小企業者にとっての利便性の向上を図るため、対象地域の他の中小企業支援機関の協力を得るなどして活用しやすい体制の構築に努める。

(2)　認定支援機関は、同機関の長のほか、政府系金融機関、地域金融機関等の金融関係者、対象地域の他の中小企業支援機関、中小企業再生支援業務に関係する専門家等の代表者等から構成される中小企業再生支援協議会を設置する。

(3)　認定支援機関は、幅広く中小企業者の相談を受けるため、企業や事業の再生及び合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に関する専門的知識又は経験を有する支援業務実施専門家を複数名配置する。支援業務実施専門家の選任に当たっては、経済産業局等、都道府県、機構及び様々な中小企業支援機関等の協力のもと、有能かつ熱意ある人材を確保することに努める。

(4)　認定支援機関は、自らが保有する支援機能、人材及びノウハウに加えて、必要に応じて、機構の支援を得ながら、企業再生や合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に係る専門的知識又は経験を有する専門家等及び企業ＯＢ等の外部人材を有効に活用し、柔軟な支援体制を構築する。また、認定支援機関は、再生計画の作成支援等を行う場合には、必要に応じて、関係者、専門家等からなる支援チームを編成する。

(5)　認定支援機関は、支援の実施に当たり、機構と連携を密にし、必要に応じて、助言を要請する等により、効果的に中小企業再生支援業務を行うよう努めるものとする。

(6)　認定支援機関においては、認定支援機関の役職員及び中小企業再生支援協議会の委員（これらの職にあった者も含む。）に課せられている秘密保持義務の遵守を万全のものとするため、徹底した管理体制を構築する。

(7)　認定支援機関は、中小企業者の事業再生及び合併等に関する情報が外部に漏えいした場合、風評被害等により事業再生及び合併等の可能性が低下し、当該中小企業者が多大な損害を被るおそれがあることから、事業再生に係る支援を行う部署、合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に係る支援を行う部署及びそれ以外の支援を行う部署の情報を、それぞれ独立して管理するなど、認定支援機関内部において、厳格に秘密の保持を確保できる体制を整備する。

(8)　認定支援機関は、機構と協力して、中小企業者又は中小企業支援機関の職員等に対し、中小企業の活力の再生等に関する研修を実施するための体制を整備することとし、必要に応じて、中小企業大学校等外部の研修機関との連携を図る。

(9)　認定支援機関は、中小企業承継事業再生計画に係る許認可の承継に当たり、必要に応じて、専門家等の活用を中小企業者に促す等の支援を行う。

第四　その他中小企業の活力の再生の支援に関し配慮すべき事項

1.　適切なフォローアップ

機構及び認定支援機関は、個々の中小企業者に対して具体的に講じた支援措置のフォローアップと情報管理を適切に行うために、一元的かつ継続的な記録の仕組みを構築することが望ましい。

2.　活力の再生の支援の専門人材・知見の充実

(1)　国、地方公共団体、機構及び認定支援機関等は、中小企業の活力の再生の支援を行う専門家等の育成・強化のため、研修カリキュラムの充実等を図ることが重要である。

(2)　認定支援機関は、機構と連携し、専門家等など地域の人材を有効に組み合わせて活用し、地域における中小企業の活力の再生に関する知見の蓄積を図ることが重要である。

3.　中小企業再生支援業務の実施に係る周知の必要性

国、地方公共団体、機構及び認定支援機関等は、中小企業の活力の再生を支援するための業務について、セミナーの開催やパンフレットの配布などにより、中小企業者や金融機関等に対し周知徹底を図り、中小企業者が本事業を活用し、活力の再生に向けた努力を行うよう促すことが重要である。

4.　雇用への配慮

中小企業者が活力の再生に向けた取組を実施するに当たっては、その雇用する従業員の理解と協力を得ることが取組の実効をあげる上で重要であることにかんがみ、認定支援機関その他の中小企業支援機関は、その周知を図るとともに、活力の再生を図る中小企業者がその従業員の失業の予防その他雇用の安定に配慮するよう促すことが重要である。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　二七二円（本体二六〇円）　（配送料別）